第3回厚木市複合施設基本設計等業務委託に係る技術提案書特定委員会 会議録

会議主管課	市街地整備課
会議開催日時	令和3年5月18日(火)
会議開催場所	書面会議
出席者	委員 7人
	(欠席:なし)
	事務局
	都市整備部市街地整備担当部長、
	同部市街地整備課中町第2-2地区整備担当課長、
	同部同課副主幹兼中町第2-2地区整備係長、
	同部同課同係副主幹、同副主幹、同主幹、同技師、同主事
公開日	(1) 案件(2)確定前
	令和3年5月20日(木)
	(2) 案件(2)確定後
	令和3年5月27日(木)

会議内容は、次のとおりです。

第1回特定委員会(令和3年2月5日開催)において、受注候補者の決定までの会議結果は非公開としていますが、第3回会議のうち、案件(1)の会議資料及び会議録について、5月20日に公開しました。案件(2)の会議資料及び会議録については、第4回会議において引き続き協議を重ね、方針が決定したため、ここで公開します。

# 案件(2)確定後の会議録

#### 1 案件

(1) プロポーザル参加資格の取扱いについて

ア 委員からの意見(書面表決)

- (ア) プロポーザル実施要領に定める手続を遵守していないため、失格とする。 7人
  - 意見1:明らかに失格であり、情報開示請求があっても合理的に説明責任は果たせるだろう。
- (イ) プロポーザル実施要領に定める手続を遵守していないものの、失格としない。また、その理由。 0人
- (ウ) その他意見 0人

### イ 審議結果

プロポーザル実施要領第2章5(5)ク(その他本実施要領に定める手続、方法等を遵守しない場合)に該当するため、失格とする。

- (2) 事前質問の実施方法について
  - ア 事務局案(主な内容)

### (ア) 趣旨

次の事項を達成することを目的に「業務実施方針書」及び「技術提案書」の内容確認のため個別に事前質問を実施する。

- a 提案内容や提案者の能力に対する特定委員会委員の理解を深めるもの。
- b 限られた時間で実施するプレゼンテーション及びヒアリングの円滑な 進行に資するもの。
- (イ) 追加資料の作成方法等
  - a 事前質問は、各提案者につき3項目とする。
  - b 事前質問に対する回答(以下「追加資料」という。)は、プレゼンテーション実施日前に技術提案書の追加資料として提出することができるものとする。
  - c 追加資料は、提出済みの技術提案書と一貫した内容とし、変更又は修正するものは不可とする。
  - d プレゼンテーション当日に新たに説明資料を追加することはできない ものとする。
- (ウ) プレゼンテーション及びヒアリング
  - a 事前質問の内容により、プレゼンテーション出席者に変更が生じる場合は、出席者届(変更)を提出するものとする。
  - b プレゼンテーションの主体は、提出された業務実施方針書及び技術提案書とし、プレゼンテーション中(20分間)での追加資料の説明は提案者の任意とする。
  - c 追加資料の取扱いは、技術提案書と同様、厚木市複合施設基本設計等業務委託公募型プロポーザル実施要領P9「第2章5(4)」に準じるものとする。
  - d ヒアリングに当たり追加資料に対する再質問も可とし、事前質問以外 の内容についても質問は可とする。

#### イ 委員からの意見(書面表決)

(ア)事務局案に賛成 4人

意見1:技術提案書に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを実施 するものなので、事前質問することで、公平性を欠くことのない 内容とすること。

- (イ) 事務局案に反対 2人
  - 意見1:①事前質問は、採点する上での客観的な指標となる保証がなく、 むしろ各委員の判断を揺るがしかねない。②プランの評価ではな く設計者の選定という審査の主旨を考えれば、限られた時間であ るからこそ、全提案者に同じ質問をぶつけて違いを見た方が合理 性がある。③設計者の選定という意味では、公正さを欠くと考え る。
  - 意見2:①事前質問は、本来のプレゼンテーション時に提案できなかっ た内容などが盛り込まれるおそれがあり、採点にも影響が出る可

能性がある。②質問内容によっては、提案者間に不平等が生じる 恐れが考えられる。③委員は、プレゼンテーション時まで提案者 との提案内容で接点を持つべきではない。

# (ウ) その他意見 1人

意見1:技術提案書から変更又は修正した内容を追加資料として提出した場合のペナルティについて明確にすべきではないか。

# ウ審議結果

委員から複数の意見が出ていることから、引き続き、次回会議で協議をすることとする。

以上